

毎週火、金曜日発行（但休日当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 鶏等の移入禁止区域の指定解除
豚コレラ予防注射の実施
健康保険法による保険医療機関の指定
結核予防法による医療機関の指定
土地改良区の成立
麻薬取締法による聴聞会の開催
- ◇運営告示 政党、協会その他の団体又はその支部の
鳥取県議会議員選挙に関する収支報告書
の要旨
- ◇公告 政党、協会その他の団体又はその支部の
収支に関する報告書の要旨
- ◇公告 昭和三十八年度鳥取県職員採用初級試験公告

告示

鳥取県告示第四百五十六号

昭和三十八年六月鳥取県告示第三百十四号による鶏、

あひる、その死体又はニューカッスル病の病原体をひろ
げるおそれがある物品の移入禁止区域の指定は、昭和三
十八年九月三日限り解除する。

昭和三十八年九月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百五十七号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつ
て豚コレラ予防注射を実施するから、家畜伝染病予防法
（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定に基つ
き、豚の所有者に対して注射を受けることを命ずる。

昭和三十八年九月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 豚コレラ予防のため

二 実施の区域 県内全域

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

豚。ただし、生後五十日以内のもの及び分べん前後一
ヶ月以内のものを除く。

荒金	多里出張所	坪倉方	多里	片山	博	二		
片山齒科医院	上右見	片山	博	博	三			
下村	溝口町大字溝口六九五	下村	義行	義行	四			
矢田貝	日野町黒坂一、四五〇	矢田貝	清治	清治	五			
矢田貝	溝口町二部				六			
遠藤齒科診療所	尾	遠藤	栄順	栄順	七			
野坂齒科医院	二二	溝口町溝口二	野坂	睦子	九			
安藤	四九六	日野町黒坂一、四九六	安藤	瑞峰	一〇			
安藤	大宮診療所				一一			
枝原齒科診療所	雨六五六	日野町大字根雨六五六	枝原	泰治	一二			
増原齒科医院	三四三の二		増原	公子	一三			
国立米子療養所	米子市皆生		厚生省	高橋	一七			甲
			慶蔵	慶蔵				
			喉科、放射線科	米医				
			内科、外科、小児科、耳鼻咽喉科					

船岡町国民健康保険準診療所	八頭郡船岡町見槻中	船岡町	西本	徹郎	内科、外科	八医	八	乙の二
気高町	宝木	木	気高町	三浦	靖典	内科、産婦人科、小児科	气医	三
鳥取県立中央病院	鳥取市吉方二六五	鳥取県	佐々木	盛	耳鼻咽喉科、整形外科、皮膚泌尿器科	取医	四	甲
郡家保健所	八頭郡郡家町			洪谷	泰彦	内科、小児科	八医	一
鳥取県告示第四百五十九号								
結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したから、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。								
昭和三十八年九月三日								
鳥取県知事	石	破	二	朗				
指定年月日	名	称	所	在	地	開設者		
昭和三十八年八月十九日	鳥取産院	鳥取市吉方八〇番地	村江	正名				
鳥取県告示第四百六十号								
西伯郡淀江町大字淀江九四二番地	角愛吉	ほか二十三	人の者から申請のあった淀江白浜土地改良区は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十条の規定により、昭和三十八年九月三日成立した。					
昭和三十八年九月三日								
鳥取県知事	石	破	二	朗				
鳥取県告示第四百六十六号								
麻薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第五十二条								

第一項の規定に基づき、公開による聴聞会を次のように開催するので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和三十八年九月三日
鳥取県知事 石 破 二 朗

一 聴聞を行なう日時及び場所

日時 昭和三十八年九月十日 十三時
場所 鳥取市東町一丁目二二〇

鳥取県議会第一委員会会議室

二 被聴聞者住所及び氏名

倉吉市瀬崎町二、七四〇番地

林 秀 夫

政党、協会その他の団体の収支に関する報告書要旨

- 種類 政治資金規正法第13条及びこれを準用する第18条の規定による報告書
- 期間 昭和38年3月20日から昭和38年4月4日まで
- 報告書の要旨

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第二十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十三条及びこれを準用する第十八条の規定により提出された政党、協会その他の団体又はその支部の鳥取県議会議員選挙に関する収支報告書の要旨を、同法第二十条の規定により次のとおり告示する。

昭和三十八年九月三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 福光 正義

政党、協会その他の団体名	1年1,000円以上の寄附		1年500円以上の寄附		支出の総額		1年1,000円以上の支出		1年500円以上の支出		報告書受領年月日
	件数	総額	件数	総額	件数	総額	件数	総額	件数	総額	
国務労働組合政治連盟米子支部	-	円	-	円	6	56,000	-	円	-	円	38. 5. 1
自由民主党鳥取県支部連合会	-	2,000,000	1	2,000,000	29	1,450,000	-	円	-	円	" 14

4 主たる寄附者及び支出

(一) 寄附者

政党、協会その他の団体名 寄附者の氏名 職 業 住所又は主たる事業所の所在地

1 自由民主党鳥取県支部連合会 2,000,000円 1件 赤沢 正道 国会議員 米子市

(二) 支出

政党、協会その他の団体名 支出の総額 件数 支出の目的

1 国務労働組合政治連盟米子支部 56,000円 6件 寄附金

2 自由民主党鳥取県支部連合会 1,450,000円 29件 選挙対策費（公認料）

鳥取県選挙管理委員会第二十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条及びこれを準用する第十八条の規定により提出された

政党支部その他の団体又はその支部の収支に関する報告書の要旨を、同法第二十条の規定により次のとおり告示する。

昭和三十三年九月三日

東京市長 米 田 義

政党支部その他の団体の収支に関する報告書要旨

1 種類 政治資金規正法第12条及びこれを準用する第18条の規定による報告書

2 期間 昭和37年 7月 1日から

昭和37年12月31日まで

3 報告書の要旨

政党、協会その他の団体名	寄附及び収入の総額	1年1,000円以上の寄附		1年500円以上の寄附		支出の総額	1年1,000円以上の支出		1年500円以上の支出		報告書受理年月日
		件数	総額	件数	総額		件数	総額	件数	総額	
国鉄動力車労働組合米子地方本部	16,975	-	-	-	-	27,520	-	-	-	-	38. 1.28
自由民主党鳥取県支部連合会	2,479,145	1	1,000,000	3	464,000	2,486,602	1471,389	452	-	-	" 8.20
自由民主党本庄支部	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	" 2.15
自由民主党岩井支部	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	" 1.26
全国たばこ耕作者政治連盟鳥取支部	309,100	-	-	-	-	213,500	1	15,500	-	-	" 2. 6
全国たばこ耕作者政治連盟米子支部	165,000	-	-	-	-	310,820	-	-	-	-	" 20
鳥取県議会自由民主党	674,960	-	-	-	-	372,814	4	85,127	-	-	" 1.19

政党、協会その他の団体名	寄附及び収入の総額	1年1,000円以上の寄附		1年500円以上の寄附		支出の総額	1年1,000円以上の支出		1年500円以上の支出		報告書受理年月日
		件数	総額	件数	総額		件数	総額	件数	総額	
鳥取県医師連盟	87,788	-	-	-	-	87,705	-	-	-	-	" 28
鳥取県徳後援会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	" 31
鳥取県米子地方野知遊之後援会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	" 5.21
日本社会党鳥取支部	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	" 1.18
民有林業興会鳥取支部	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	" 26

4 主たる寄附者及び支出

イ 寄附者

政党、協会その他の団体名	寄附の総額	件数	寄附者の氏名又は団体名	職業	住所又は主たる事業所の所在地
1 自由民主党鳥取支部連合会	184,000円	1件	木島 公之	県会議員	鳥取市
	180,000円	1	仲原 善一	国会議員	東京都千代田区
	100,000円	1	宮崎 正雄	会社社長	鳥取市
	1,000,000円	1	自由民主党		東京都千代田区

ロ 支出

政党、協会その他の団体名	支出の総額	件数	支出の目的
1 自由民主党鳥取支部連合会	193,600円	17件	職員給
	17,740	5	旅費
	141,550	18	通信運搬費

	15,480	4	消耗品費
	57,150	5	印刷費
	86,500	49	広告料
	19,950	4	備品費
	60,000	6	借家料
	143,710	11	会議費
	113,250	18	選挙対策費
	42,585	8	教育宣伝費
	176,489	20	部会費
	317,448	7	借入金返済及び利息
	4,000	2	予備費
2 全国たばこ耕作者政治連盟鳥取支部	15,500	1	旅費
3 鳥取県議会自由民主党	28,000	2	広告料
	57,127	2	会議費

公 告

昭和38年度鳥取県職員採用初級試験の実施について、次のとおり公告する。

昭和38年9月3日

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午

1 試験の対象となる職及び採用予定人員

職 種	採用予定人員	職 務 内 容
一般事務 (A)	若干人	知事部局の鳥取地区に勤務し、一般事務に従事します。
一般事務 (B)	約45人	知事部局、教育委員会事務局、警察本部等に勤務し、職務の内容は、「一般事務(A)」とほとんど同じですが、調査、監査、対外折衝等の女子をあてるにはふさわしくない一般事務又は業務に従事します。
林 業	若干人	知事部局に勤務し、それぞれの技術的業務に従事します。
農 業 土 木	若干人	

2 受験資格

- 1 学 歴 学歴は、問いませんが、高等学校卒業程度の学力を必要とします。
- 2 年令及び性別

職 種	年 令 及 び 性 別
一般事務 (A)	昭和15年4月2日から昭和21年4月1日までに生まれた者で、男女の別を問いません。
一般事務 (B)	昭和15年4月2日から昭和21年4月1日までに生まれた者で、男子に限ります。
林 業	
農 業 土 木	

3 受験できない者

次の各号の一に該当する者は、受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 禁治産者及び準禁治産者
- (3) 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (4) 鳥取県職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- (5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 第1次試験

1 方 法

「一般事務(A)」及び「一般事務(B)」については、教養試験と適性試験を、「林業」及び「農業土木」については、教養試験と専門試験を、高等学校卒業程度において、次の方法により行ないます。

- (1) 教養試験 公務員として必要な一般知能及び教養について、択一式により行ないます。
- (2) 適性試験 公務員として必要な適性を有するかどうかについて、択一式により行ないます。
- (3) 専門試験 各職種ごとに必要な専門的知識及び能力を有するかどうかについて、択一式により行ないます。
なお、専門試験は、それぞれ次の分野から出題されます。

職 種	分 野
林 業	林業経済、林業生産、森林土木、林産加工等
農 業 土 木	数学、測量、農業水利、農業造構、農地造成、土地改良、農業機械、農業一般等

2 日時及び場所

昭和38年10月6日(日)に鳥取市及び米子市において行ないます。時刻及び試験場は、受験票交付の際にお知らせします。

3 第1次試験合格者の発表

昭和38年10月14日(月)に鳥取県庁1階掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。

4 第2次試験

第2次試験は、第1次試験の合格者に対して行ないます。

1 方法

- (1) 口述試験 主として人物について、個別面接による試験を行ないます。
- (2) 身体検査 胸部疾患の有無に重点を置いて、職務遂行に必要な健康度を有するかどうかについて、検査を行ないます。
- (3) 身上調査 受験資格の有無、申込書記載事項の真否その他について行ないます。

2 日時及び場所

昭和38年10月下旬に鳥取市において行ないますが、第1次試験合格者に通知します。

5. 最終合格者の発表

昭和38年11月上旬に鳥取県庁1階掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。

6 合格から採用まで

- 1 合格者は、各職種ごとに作成される採用候補者名簿に登録されたうえ、任命権者の請求に応じて成績順に提示され、そのうちから採用者が決定されます。
- 2 採用候補者名簿の効力は、原則として、1年間です。
- 3 給与は原則として、給料月額11,000円(行政職給料表6等級2号給)を支給されますが、経験年数のある者は、その経験年数に応じて、それ以上になり、その後毎年1回定期に昇給します。そのほか手当として、暫定手当、扶養手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

7 受験手続及び受付期間

1 申込み用紙の請求

申込み用紙は、鳥取県人事委員会事務局に請求してください。郵便による場合は、あて先を明記して、10円切手をはつた返信用封筒を必ず同封してください。切手のないものは、送付しません。

2 申込み方法

申込み用紙に必要な事項を記入し、鳥取県人事委員会事務局に提出して、受験票を受け取ってください。郵便による場合は受験票の郵便はがき欄に住所及び氏名を記入し、5円切手をはつてください。切手のないものは、受験票を送付しません。

3 受付期間

昭和38年9月16日(月)から昭和38年9月30日(月)午後5時まで。郵送の場合は、昭和38年9月30日(月)午後5時までの着信に限ります。

8 その他

この試験の詳細については、鳥取県人事委員会事務局に照会してください。